

令和5年度技術検定の合格基準について

級及び第一次検定、第二次検定の別に応じて、次の基準以上の者を合格とするが、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性がある。

※第一次検定及び第二次検定を同日に受検した場合

第一次検定の得点が合格基準を満たさなかった者については、第二次検定の採点を行わないものとする。

(1) 建設機械施工管理

一級

- ・第一次検定 得点が[※]60%以上
- ・第二次検定(実技試験)
建設機械操作施工法として選択した第一種～第六種までの種別ごと
得点が[※]60%以上
- ・第二次検定(筆記試験)
建設機械施工法、施工管理法及び建設機械組合せ施工法の科目の合計
得点が[※]60%以上

二級

- ・第一次検定 得点が[※]60%以上
- ・第二次検定(実技試験)
受検した建設機械操作施工法の第一種～第六種までの種別について
得点が[※]70%以上
- ・第二次検定(筆記試験) 施工管理法の科目について
得点が[※]60%以上

(2) 土木施工管理

一級

- ・第一次検定(全体) 得点が[※]60%以上
- (施工管理法(応用能力)) 得点が[※]60%以上
- ・第二次検定 得点が[※]60%以上

二級

- ・第一次検定 得点が[※]60%以上
- ・第二次検定 得点が[※]60%以上

(3) 建築施工管理

一級

- ・第一次検定(全体) 得点が 60%以上
(施工管理法(応用能力)) 得点が 60%以上
- ・第二次検定 得点が 60%以上

二級

- ・第一次検定 得点が 60%以上
- ・第二次検定 得点が 60%以上

(4) 電気工事施工管理

一級

- ・第一次検定(全体) 得点が 60%以上
(施工管理法(応用能力)) 得点が 50%以上
- ・第二次検定 得点が 60%以上

二級

- ・第一次検定 得点が 60%以上
- ・第二次検定 得点が 60%以上

(5) 管工事施工管理

一級

- ・第一次検定(全体) 得点が 60%以上
(施工管理法(応用能力)) 得点が 50%以上
- ・第二次検定 得点が 60%以上

二級

- ・第一次検定 得点が 60%以上
- ・第二次検定 得点が 60%以上

(6) 電気通信工事施工管理

一級

- ・第一次検定(全体) 得点が 60%以上
(施工管理法(応用能力)) 得点が 40%以上
- ・第二次検定 得点が 60%以上

二級

- ・第一次検定 得点が 60%以上
- ・第二次検定 得点が 60%以上

(7)造園施工管理

一級

- ・第一次検定(全体) 得点が 60%以上
- (施工管理法(応用能力)) 得点が 30%以上
- ・第二次検定 得点が 60%以上

二級

- ・第一次検定 得点が 60%以上
- ・第二次検定 得点が 60%以上

技術検定試験の個人の成績の通知について

技術検定試験の不合格者に対して、不合格通知書にて成績を通知いたします。成績の通知は、以下のとおり行います。なお、通知する成績については、全体の結果のみとし、設問毎の得点等については通知いたしません。

[建設機械施工管理]

一級

第一次検定 ○○問 正解

第二次検定(操作施工法・第一種～第六種までの種別ごと)【評定※¹】

(建設機械施工法、施工管理法、組合せ施工法)【評定※¹】

二級

第一次検定 ○○問 正解

第二次検定(操作施工法・第一種～第六種までの種別ごと)【評定※¹】

(施工管理法)【評定※¹】

[土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理、造園施工管理]

・全体の得点が合格基準未満の場合

第一次検定(一級、二級とも) ○○問 正解

第二次検定 【評定※¹】

・一級の第一次検定において、全体の得点が合格基準以上で、かつ施工管理法(応用能力)の得点が合格基準未満の場合

第一次検定(一級) ○○問 正解

(施工管理法(応用能力)の得点が合格基準未満のため不合格)

※1 第二次検定については以下による評定とし、その成績を通知する。

【評定】A:合格基準以上

B:得点が40%以上合格基準未満

C:得点が40%未満

※2 通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。

※3 合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

※4 第一次検定及び第二次検定を同日に受検した場合、第一次検定が合格基準に満たなかった者については、第二次検定の採点は行われません。